

議案第 5 3 号

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては
「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(保育所との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満 3 歳以上限	(保育所との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第 3 号において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第14条 削除

者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（6） 乳幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）

（7）～（11） （略）

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第30条 （略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）・（2） （略）

（3） 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1

（運営規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（6） 乳幼児の区分ごとの利用定員

（7）～（11） （略）

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

第30条 （略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）・（2） （略）

（3） 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1

人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） （略）

3 （略）

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳

人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） （略）

3 （略）

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保

以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第4条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第4条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年9月7日提出

埼玉県羽生市長 斎 藤 万紀子